

令和5年度 こども家庭科学研究費補助金
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業))
子どもの死亡を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究
分担研究報告書

産後ケア事業における乳児突然死予防のための啓発についての検討

研究分担者 小保内 俊雅 東京都立多摩北部医療センター小児科

研究協力者 内田 佳子 国立成育医療研究センター 救急診療部

研究要旨

産後ケア事業は各地域で急速に拡充している。産後ケア事業ガイドラインでは安全管理に関する留意が記載されているが、具体的な方法は呈示されていない。産後ケア事業利用中の児の死亡事例を受け、これらの死亡を予防するための具体的な啓発が必要だと考えた。宿泊型では母児が短期間の入所をするが、保育施設とは異なる施設の特徴がある。産後ケア事業に合った安全管理の方法を探索するため、世田谷区立産後ケアセンターにおける乳児の安全管理のための取り組みをヒアリングした。これらの取り組みは、限られた人員の中で母のニーズに応えながら、乳児の安全性を担保するために工夫されたものだった。これらの取り組みを広く啓発し、より安全性の高い産後ケア事業が実践されるよう動画を作成した。

A. 研究目的

産後ケア事業は、分娩施設退院後から一定の期間、病院・診療所・助産所・自治体が設置する場所または対象者の居宅において、助産師などの看護職が主体となって、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的とした事業である(1)。産後ケア事業の実施方法は宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型がある(2)。宿泊型では、病院や助産所等の空きベッドの活用により、宿泊による休養の機会を提供する。実施利用者は産後に家族のサポートを十分に受け入れられない状況にある者や、授乳が困難な状態のまま分娩施設を退院した者、育児不安に対し専門職のサポートが必要である者など、分娩施設の退院後間もない母児が想定され、母と新生児双方への細かなケアが必要である。安全管理に関しては、緊急時の受け入れ医療機関の選定、急変時のマニュアル整備や定期的な研修が推奨されているが、その

具体的な方法は呈示されていない(1)。産後ケア事業の対象となる乳児は、睡眠中の窒息や乳幼児突然死症候群などの予期せぬ突然死が起こり得る月齢である。産後ケア事業が推進されている中、利用中の児の死亡例の報告もあり、これらの死亡や重大な事故を予防するための具体的な啓発が必要と考えた。

B. 研究方法

世田谷区立産後ケアセンター(2008年に開設された本邦初の産後ケアに特化した施設で、日本助産師会が業務委託を受け、現在までに9000組以上の母子が利用している。)における乳児の安全管理に関するヒアリングを行った。また、現場の助産師と共に産後ケア事業で乳児死亡を予防するための方策を検討した。

C. 研究結果

世田谷区立産後ケアセンターでは乳児の事故予防のための取り組みとして、入所時に対面で書面を用いて保護者への説明が行われていた。

特に、母児同室中の注意点として、新生児の睡眠環境の整え方（柔らかい場所には寝かせない、口や鼻を覆いそうなものや紐類は近くに置かない、仰向けで寝かせる、体を温めすぎない）や原則添い寝は行わないことなどの注意点を保護者と共有し確認していた。母児同室中も夜間は安全確認のため助産師が定期的に訪室し睡眠環境の確認を行っていた。また、乳児の預かり時には、同室内に助産師か保健師が常駐し、定期的に乳児に直接触れて観察が行われていた。さらに、定期的な観察を怠らないためにタイマーを用いて注意喚起を行う工夫がされていた。これらは、限られた人員の中で安全に管理を行うために、試行錯誤された結果得られた方法であった。これらの取り組みを広く啓発するために動画を作成した。動画では、世田谷区立産後ケアセンターセンター長と緊急時受け入れ機関となっている国立成育医療研究センター総合診療部統括部長に依頼し、実際の取り組みが伝わりやすいように産後ケアが行われている現場で撮影した（巻末資料 3-3、3-4 を参照）。

D. 考察

産後ケア事業で適切な安全管理を行う事は、母児が安全な環境で安心して過ごすことができるだけでなく、自宅へ帰った後に安全な環境を整える力を養うことに繋がる。このために産後ケア事業の中で、母と共に児の環境を確認し自宅へ帰った後のことを想起しながら整備することは重要である。特に、睡眠中の窒息や乳幼児突然死症候群は致命的となり得るため予防に重点を置く必要がある。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインでは、0 歳児のチェックリスト案として午睡時のチェックや環境整備などについて具体的に記載されている(3)。乳児の預かりをするという面では、保育施設と産後ケア事業では類似している。一方、保育施設は家庭で保育できない場合に主に

通年で子どもを保育する場であり、乳児 3 人あたり保育士 1 人の配置が定められている。産後ケア事業は母児の 1 週間以内の短期の入所であり、どのようなケアが求められるのかを事前に見極めることは難しい。配置基準に関しては 1 名以上の助産師等の看護職とされている。限られた人員の中で様々な母児のニーズに臨機応変に対応をしながら、定期的に児の呼吸・体位、睡眠状態を点検し異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防をすることが求められている。産後ケア事業が急速に拡充されていく中で、赤ちゃん、お母さんそして支援する側にとっても産後ケアが安心できる場であるために、安全管理に関し具体的な方法を提案し浸透させる必要がある。

E. 結論

産後ケア事業において乳児の突然死を予防するための啓発資材を開発した。

参考文献

- (1) 厚生労働省：産前産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン. 2017
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11908000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Boshihokenka/sanzensangogaidorain.pdf> [2024. 5. 22 アクセス]
- (2) 厚生労働省：産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について. 2023.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/001076325.pdf> [2024. 5. 22 アクセス]
- (3) こども家庭庁：教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン.
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline> [2024. 5. 22 アクセス]

F. 健康危機情報

(特記すべきことなし)

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

第 60 回日本周産期・新生児医学会学術集会に

て発表予定

日本助産師会の研修会にて発表予定

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他